

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & Aについて、非常勤講師を含む教員の負担への配慮や障害のある学生への合理的配慮に係るもの等を追加・更新するとともに、遠隔授業の取組事例についてまとめましたので、お知らせいたします。各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年5月22日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課

文部科学省高等教育局大学振興課

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の
送付について（5月22日時点）

令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知し、4月21日付けでこれらに関するQ & Aをお示ししたところですが、今般、新たに別紙1のとおりQ & Aを更新するとともに、別紙2のとおり取組事例についてまとめました。

なお、これらの情報は、各大学等における検討の際の参考にさせていただくために示すものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

< 添付資料 >

- ・別紙 1 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A (令和 2 年 5 月 22 日時点)」
- ・別紙 2 「新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組」

< 本件連絡先 >

(制度全般について)

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp

(遠隔授業の推進について)

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-2501

メール：senmon@mext.go.jp

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A

(令和2年5月22日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

※大学（短期大学を含む。）を念頭に回答しておりますが、高等専門学校についても高等専門学校設置基準等に基づき、同様の考え方となります。

※下線を引いている問が前回から更新したものとなります

【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 3月24日付け通知における「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限られるものか。

- 大学設置基準第23条において、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことが原則とされております。
 - 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記の原則のとおり設定することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（以下「3月24日付け通知」という。）により、上記原則の例外として、10週又は15週以外の授業期間についても許容されることを示しました。
 - なお、同条ただし書において、上記原則については、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。その趣旨は、本来、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進する観点から、同一科目の週複数回講義の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施など、授業のあり方の多様化を促進することにより、今回の新型コロナウイルスに対する対応等の影響により、本来10週又は15週の期間を単位として実施することを予定していた授業科目の期間を弾力化することを想定した規定ではないものの、今回の対応を機に、授業科目の見直し等を図ることにより、教育上の必要性や、十分な教育効果が認められるものについては、同条ただし書の規定に基づき、10週又は15週以外の授業期間を設定することも可能であるものと考えております。
- その際は、平成25年3月29日付け24文科高第962号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」も併せて御参照ください。

※大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

問2 「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

○大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。

○ 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

問3 前期授業期間終了後の夏季休業期間中に遠隔授業により補講を行い、後期が始まる直前に期末試験を行うなど、夏季休業期間を前期中の学修時間として柔軟に活用することが可能か。

○ 3月24日付けの高等教育局長通知2.（1）により、大学設置基準が定める授業期間である「10週又は15週の期間」について「弾力的に取り扱って差し支えないこと」としており、質問のような運用も可能です。

○ なお、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬をきたさないように留意頂く必要があります。3月24日付け通知2.（3）を御参照の上、必要に応じた変更手続等を行ってください。

問4 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」を実施する場合、学事暦も変更する必要があるか。

○ 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」（以下単に「臨時休業」という。）を実施する場合においても、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬をきたさないように留意頂く必要があります。3月24日付け通知2.（3）を御参照の上、必要に応じた変更手続等を行ってください。ただし、全ての業務を休業とするのではなく、各大学の判断として、遠隔授業の活用など、学生が通学しない形で行われる授業を実施する場合（問17参照）など、上記の変更が生じない場合は、変更する必要はありません。

※学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）（抄）
（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【一般的な遠隔授業の活用に関すること】

問5 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

- 3月24日付け通知によりお示した、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業に係る解釈は、当該遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。

問6 3月24日付け通知においては、同時双方向型の遠隔授業を自宅にいる学生に対して行うことは、平成13年文部科学省告示第51号の第2号の規定に基づき可能であるとしているが、この場合、同号の定める「授業の終了後すみやかに」①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保する必要があるのか。

- 本告示の第2号が担保しようとしていることは、面接授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②学生の意見の交換の機会を掲げているものと考えております。
- このため、オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではないと考えております。

※平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 （略）

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

問7 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。【下線部分更新】

- 法令上、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、面接授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。
- 教員が自宅から遠隔授業を行う場合を含め、遠隔授業の実施に当たっては、教員個人（非常勤講師を含む。）に過度の負担を強いることのないよう、大学等の設備を最大限活用すること（大学等における機器の使用や教員への機材の貸出し等）や、情報基盤センター等の遠隔授業推進組織等によるサポートなど、各大学等の状況に応じた取組をお願いします。

問8 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、面接授業は1回しか行っていない場合についても、各大学等の判断において、主として面接授業により実施したものと扱ってよい。

- 3月24日付け通知においては、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、遠隔授業によって修得できる単位数の上限の算定に含める必要がない場合について、「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」としております。
- このため、質問のケースが、「主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各大学等において判断し、各学生等に対して説明することが求められますが、質問のように15回の授業中1回しか面接授業を実施していないという外形的な条件だけを捉えれば、「主として面接授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- ただし、問19の回答においてお示しする特例的な措置の下、面接授業以外の授業として行う場合には、当該授業により修得した単位を60単位の上限に算入する必要はありません。その際には問19の回答を踏まえ、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問9 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

- 法令上、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業の一部において、教科書や教材によ

る学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

- また、大学通信教育設置基準第3条第1項においては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（面接授業）、及び同条第2項の方法によるメディアを利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）（抄）

（授業の方法等）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

問10 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことをもって単位付与するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としてありますが、これはあくまで、大学が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。
- このように、大学が当該大学以外の外部機関等と連携協力して授業を実施する場合には、
1. 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 2. 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
 3. 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 4. 大学の授業担当教員による成績評価が行われる
- など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが

必要であることに留意する必要がある（平成19年文科高第281号通知第一（2）留意事項三），単に外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことのみをもって単位付与するような運用は認められません。

問11 学生の通信環境への配慮等についてどのような取組が考えられるか。【下線部分更新】

- 4月6日付高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について」のとおり，遠隔授業の実施に当たっては，必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し，適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど，学生の通信環境に十分配慮することが重要です。
- その上で，テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や，オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ，授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから，学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ，通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せや，画質調整等によるオンライン教材の低容量化，教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど，各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。
- なお，同時双方向型の遠隔授業を実施する場合，当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから，例えば，90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し，その途中においては，電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ，スライド資料等の教材を用いて，授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。また，国立情報学研究所が主催する「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」において公表された「データダイエットへの協力のお願ひ」において，通信量に配慮した授業の実施・設計手法が紹介されていますので，ご参照ください。
（国立情報学研究所ホームページ）
<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/tips.html>
- また，十分な通信環境を持たない学生に対しては，地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが，大学等の教室やPCルームを開放する，PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。
大学のPCルーム等を開放する場合には，5月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」等を参照の上，万全の感染症対策を講じ，衛生環境の整備に特に御留意ください。
- また，通信状況によっては，メール送受信やシステムへのアップロード等の際に通信障害など技術的なトラブルが発生する可能性も考えられますので，特に成績評価に必要な課題・レポート等の提

出を受け付ける際には、提出状況につき丁寧に確認を行うなど、学生に不利益の生じないよう配慮をお願いします。

問 1 2 障害のある学生への合理的配慮についてどのような取組が考えられるか。【新規】

- 遠隔授業の実施に当たっては、障害のある学生の受講に十分配慮するようお願いします。その際、遠隔授業の方法や学生の障害の状況に応じて、例えば、聞き取りやすいようゆっくりと話すことや、教材へのテキスト情報の充実や字幕の挿入、説明原稿の提供、機械による音声読み上げが可能な教材の使用等が考えられますが、必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織等とも連携の上、個別に当該学生とご相談いただくようお願いします。

問 1 3 大学等における遠隔授業の取組事例について【新規】

- 現在、遠隔授業を行っている大学等におかれては、教職員の方々のご尽力により、学生に必要な学修機会が確保されるよう努めていただいています。遠隔授業の実施に当たっては、これまでになかった課題への対応が求められる一方で、授業の内容や方法等について、学生の学修意欲や学修効果を高めるための様々な工夫が実践されつつあります。文部科学省において、別添のとおり各大学等の取組事例をまとめましたので、ご参照ください。
- 国内外の大学等における遠隔授業の準備及び実施に当たっての課題とその解決策、良好事例などについて、文部科学省及び大学等において広く共有しながら、遠隔授業の優れた取組の普及や改善につなげていくことが極めて重要です。例えば、国立情報学研究所においては、大学等における遠隔授業の実施・検討等に資するため、「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」が開催されています。
(国立情報学研究所ホームページ)
<https://www.nii.ac.jp/news/2020/0325.html>
- 文部科学省としては、このような取組と連携し促進を図ることで、引き続き、具体的な事例の情報収集と周知を行ってまいります。

問 1 4 遠隔授業を実施する場合について学則に記載しなければならない法的根拠如何。

- 大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとされていることから、原則として、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。

※学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一～五 （略）

六 入学，退学，転学，休学及び卒業に関する事項

七～九 （略）

2・3 （略）

- なお、3月24日付け通知においてお示した、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱われる場合に係る授業や、問19の回答による特例的な措置の下、面接授業以外の授業として実施する授業については、学則に改めて記載する必要はありません。

問15 学則で授業の実施方法は別に定めるとしている場合、遠隔授業の実施についての具体的な定めは、学則ではなく履修規程等の他の規程の定めで良いか。

- 大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとされていることから、原則として、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。
- ただ、当該遠隔授業を実施する旨を学則に定めた上で、具体的な実施方法や対象となる授業科目を、学則ではなく履修規程等の他の規程に定めることは差し支えありません。
- なお、3月24日付け通知においてお示した、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱われる場合に係る授業や、問19の回答による特例的な措置の下、面接授業以外の授業として実施する授業を学則に改めて記載する必要はありません。

問16 大学院において遠隔授業を実施する場合、大学院設置基準において遠隔授業により修得した単位数に関する定めはないが、「大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認め」（平成13年文部科学省告示第51号）るため、学則変更や教授会決定等の手続が必要となるか。

- 大学院において遠隔授業を実施する場合、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる必要がありますが、当該遠隔授業によって修得できる単位数に係る上限はないため、当該遠隔授業に係る事項を必ずしも学則に定める必要はないとともに、その実施に当たっての意思決定手続きについて特段法令上定めはないため、必ず教授会手続等が必要となるものではなく、各大学の実情等を踏まえ、適切なプロセスを経ていただくことになります。

- また、学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項等学則への記載が法令上求められている事項以外のものについて、学則に記載するか否かは、各大学の判断により決めていただくことになります。
- なお、大学院設置基準第14条の2においては、「大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする」と規定されていることから、授業の方法として、遠隔授業を実施する場合には、授業計画(シラバス)やホームページ等においてあらかじめ示しておく必要があります。

【新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業の実施に関すること】

問17 臨時休業中に遠隔授業を実施することは可能か。

- 臨時休業の対象となる業務の範囲は、大学において判断されるものですが、多くの学生や教職員の感染リスクにあらかじめ備えるという臨時休業の趣旨を踏まえ、大学施設等を利用した形で行われる面接授業を休業とし、通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業等について実施することは可能であると考えております。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合の遠隔授業の実施については、問18を参照してください。

問18 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合、臨時休業を行った上で、遠隔授業を実施することは、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合に、具体的にどのような措置を講ずれば、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか否かについては、当該要請の具体的内容によるため、一概にお答えすることは困難です。
- なお、同項に規定されているように、当該要請は多数の者が利用する施設の使用制限等を内容としていることから、大学施設等を利用した形で行われる面接授業に係る大学の活動は全て行わないものとしたうえで、大学等への通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業を行うことはあり得ると考えていますが、具体的には都道府県等の衛生管理部局と相談していただくようお願いいたします。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 (略)

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3・4 (略)

問19 新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、60単位の上限に算入する必要があるか。【下線部分更新】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、面接授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「面接授業以外の授業」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

○ 上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の（1）から（4）までについて、留意頂くようお願いします。

（1）授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること

（2）授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること

(3) 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること

(4) 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

※ 4月1日付け大学振興課事務連絡別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」の問8及び問9のケースについて、回答においては、「結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、60単位の上限に算入する必要があります」としてありますが、上記特例的な措置の下、面接受業以外の授業として認められる場合には、60単位の上限に算入する必要はございません。

※ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4 （略）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

問20 問19の回答においては、「本来授業計画において面接受業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接受業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から授業計画等を組み変えて15コマすべて遠隔授業により実施することとした場合については、60単位の上限に算入する必要があるのか。

○ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ年度当初から全ての授業を遠隔授業により実施することとしていた場合であっても、問19の回答においてお示した特例的な措置の下、面接受業以外の授業として行う場合には、当該授業により修得した単位を60単位の上限に算入する必要はありません。ただし、その際には問19の回答を踏まえ、面接受業に相当する教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問 2 1 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ) においては、国際連携教育課程において、連携外国大学において修得すべき単位数 3 1 位単位のうち、遠隔授業により修得できる単位数は、連携する大学ごとに、上限の目安として 3 1 単位未満となるように当該教育課程を編成することとされており、必ず 1 単位分は外国において受講することを求めているが、今回新型コロナウイルス感染症の影響により、外国に行くことがそもそもできない場合に、当該外国に所在する連携外国大学において修得すべき単位数の全てを遠隔授業により修得することは可能か。【新規】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりそもそも連携外国大学が所在する外国に行くことができず、当該外国において授業を受けることが困難と認められる場合においては、連携外国大学と共同での、教育プログラムの運営や教育研究上の十分な学生指導体制の確保等、責任を持って管理・対応できる組織体制が整備されている限り、ガイドライン上の上限ルールは適用されず、当該連携外国大学において修得すべき単位数の全てを遠隔授業により修得することは可能です。

問 2 2 面接授業を実施している大学において、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域に学生が住んでいる等、通学した場合の感染の可能性が高まっている場合、当該学生に対して、問 1 9 の回答にある「面接授業以外の授業」を実施することは可能か。

- 質問のケースについては、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、学生の個別具体的な状況等を踏まえた上で、問 1 9 の回答においてお示した特例的な措置の下、面接授業以外の授業を実施することは可能です。

問 2 3 大学が臨時休業中に同時双方向型の遠隔授業を実施したが、自宅の通信環境が整っておらず、当該遠隔授業を受講できなかった学生に対して、面接授業開始後に、事後的に大学の P C ルームなどにおいて、当該遠隔授業の録画により授業を受けさせる場合、問 1 9 の回答にある「面接授業以外の授業」として認められるか。

- 質問のケースについては、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められる場合には、問 1 9 の回答においてお示した特例的な措置の下、面接授業以外の授業として認められるものと考えております。ただし、当該授業を実施する際には問 1 9 の回答の(1)から(4)までに留意してください。

問 2 4 問 1 9 の回答において、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、可否のみで評価することは可能か。

- 各大学の判断により、学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から可否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更にあたっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

問 2 5 問 1 9 の回答において、「上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります」とあるが、面接授業とは異なる成績評価の方法を採用して問題ないか。

- 質問にある問 1 9 の回答中の記載は、成績評価にあたって、面接授業以外の授業の教育効果としての資質及び能力が、本来予定していた面接授業による授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認する必要があるという趣旨で述べたものであり、当該到達目標に応じた適切な成績評価手法であれば、各大学の判断において、面接授業とは異なる成績評価の手法を採用することは差し支えありません。

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組①

東京大学

早期対応と全学的なサポートの充実

- オンライン授業等に関する情報をウェブサイトですでらるポータルサイト開設 (3/11～)
 - ・学生への支援や説明会などの案内、トラブル等の問合せ、QAなどの情報を一括発信・対応
 - ・先生方の実践例・参考情報をサイトに掲載し、共有

○講義開始前後のサポート

- ・学生に対して：履修・受講に関する案内、情報提供、連絡が取れない学生のフォロー・報告、オンライン授業の問題点を報告してもらう、通信環境の支援（端末、ルーターの貸出）
- ・教職員に対して：週1～2回オンライン授業情報交換会を実施、学生の受講状況を確認・報告してもらう

○学生の受講環境への配慮（データダイエットの徹底）

- ・動画は最小限、スライドシェア、pdfダウンロードを利用して音声中心の配信
- ・講義の録画、要請に応じてリンクを送付
- ・同時双方向型：カメラオフ、質問時以外のマイクオフ

⇒これら全学をあげた対応によって、東大生が行ったアンケート（Umeet）では、およそ75%の学生が満足またはある程度満足と回答

※国立情報学研究所主催「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」（<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>）における事例等を基に作成（令和2年5月20日時点）

愛媛大学

グループワークの実践

- 同時双方向型（ウェブ会議サービスを使用）
- アイデアソン（グループワーク）を実施
- ZOOMを活用し、**全体説明・発表とチーム活動（グループワーク）**を切り替えながら実施
- OneDrive、オンライン版PowerPointを活用し、チームで共同作業（複数人で同時編集可能）
 - ・コメント機能を使用し、他チームの学生や教員との**ディスカッション**を実施
- 教員（複数、学外を含む多地点）は、自由に各チームのセッションに参加し、**直接アドバイス**

- チームワークを取り入れた教育手法に関する

知見・ノウハウを集積

- 複数大学合同型の可能性を実証

3密を避けるため
着座位置をあけた



ハウリング防止のために
ヘッドセットを使用



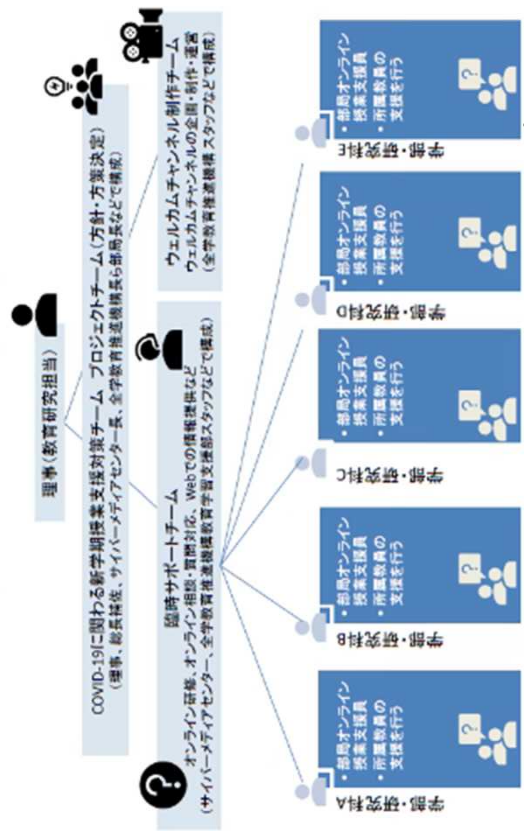
※自宅に遠隔授業を受ける環境が無い学生に対して会場を提供

別紙2

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組②

大阪大学

全学的な支援体制



図）大阪大学におけるCOVID-19に関わるオンライン授業サポート体制

○新入生支援

- ・ 阪大ウェルカムチャンネル（新入生向け動画コンテンツ）の活用や、臨時サポートチームにより、オンライン研修、質問対応など様々な情報提供を実施

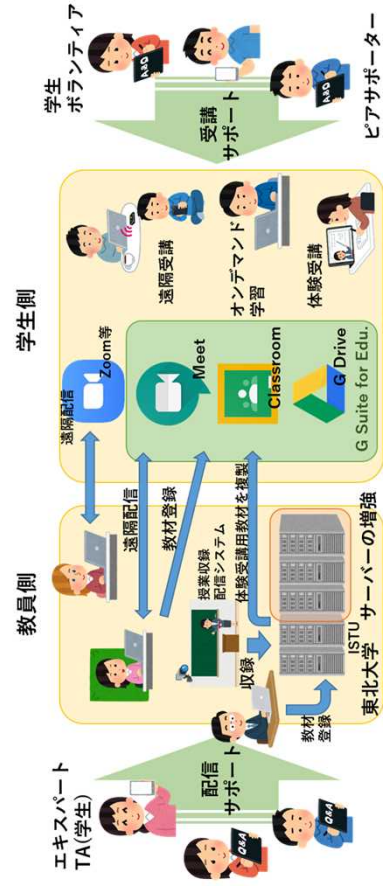


○通信環境支援

- ・ 経済的理由等でネット接続が不可能、あるいは使用可能なネットのデータ総量が著しく少ない学部生・大学院生にモバイル・WiFiルーターを無償で貸与

東北大学

教員・職員＋学生による全学一体での推進



○ 学生も参画する全学ワンチームでの支援体制

- ・ 遠隔授業TF（プロボスト主導）を中核とした全学推進体制
- ・ ICTに精通した学生エキスパートTAを100名規模で採用
- ・ 学生ピアサポーター（2500人）等による新入生サポートの実施

○ 試行期間（4/20～）の検証を経て 5/7 正式授業開始

- ・ 4/20 にアクセス集中でサーバー障害発生→システムの増強
- ・ 5/7から約4,000科目の授業を配信中心
（学内LMSと外部クラウドによるハイブリッド型）

○ 学生の通信環境への配慮

- ・ 教員のデータダイトに対する意識向上
- ・ 学生へのWi-Fiルーター無償貸与を300台規模で実施
- オンライン事務化宣言（6/1）
- ・ 印鑑の廃止、オンライン相談窓口の拡充

※国立情報学研究所主催「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」（<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>）
における事例等を基に作成（令和2年5月20日時点）

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組③

名古屋大学

医学部における取組

- 講義
情報基盤センターが運用するLMS(NUCT)上にアップロードした授業資料を用いた事前学習 + リアルタイム型オンライン教育によって学生が適宜質問する反転授業を実施。
- 実習
臨床実習はレポート課題を課して単位保証をした上で、任意でのリアルタイム型オンライン実習を実施。
解剖実習は秋以降に実施するようカリキュラムを組み替え。
アクティブラーニング型のオンラインPBLを実施したところ学生の討議参加は例年よりも活発。
- 試験
レポート課題に代替を基本とするが、LMS(NUCT)を使ったオンライン試験も選択肢に。
- 学生との協働
毎週2～3回、全学年の学生代表と共にオンライン会議を行って、コロナ禍での教育に関する戦略を立案。
- 学内でのFD
医学部内で定期的に教育取り組み事例の共有と教育ツールの利用方法に関するオンラインFDを実施。
- 通信環境支援
インターネット環境が脆弱な学生の調査は記名式アンケートで行い、最後は電話掛けで100%の把握率。

早稲田大学

規模別によるオンライン授業

- 小規模のゼミ、演習（10人以下）
事前課題（ビデオやデキスト）を提供した上で同時双方向型の画面共有、発表、質疑応答、指導等実施。
- 中規模の実習、ワーク（30人程度）
実技・デモビデオ（オンデマンド/リアルタイム）を提供した上で動画テスト、実技レポートを実施し、TAや学生同士による評価も取り入れる。
- 大規模のレクチャー中心の講義（50人以上）
レクチャービデオ（オンデマンド）を提供し、クイズやレポート等を実施し、TAや学生同士による評価も取り入れる。

⇒リアルタイム型ビデオ会議は必要最小限で実施。
（データダイエット等の観点から）

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組④

苫小牧高等専門学校

高専における取組

- 原則同時双方向型（ウェブ会議サービスを使用）
 - ・学生のカメラ・マイク使用は強制しない
 - ・来日できていない留学生も海外から参加
 - ・オンデマンド教材を利用した同時双方向型が好評
- 学生の通信環境への配慮
 - ・ライブ参加できない学生に、録画や講義資料を提供
- データダイエット
 - ・カメラ（映像）は極力使用せず、資料の共有を活用

日本体育大学

スポーツ動画像の活用

- 実技の授業の遠隔化
 - ・双方向通信（対面授業と同等の効果）
 - ・受講生の運動を大きな画面で確認する環境の構築
 - ・LMS等の遠隔教育システムも併用しつつ、指導者向けの画像処理等による情報支援
- ⇒スポーツ競技力向上のための映像情報システムとシステム開発から得られたノウハウを含めた知見が遠隔授業にも役立てられる。

九州大学

障害のある学生への合理的配慮

- 聴覚障害 / 発達障害の場合
 - ・ノートテイカー（要約筆記者）の手配（特に同時双方向型）
 - ⇒リアルタイム授業を行う旨の事前周知
 - ⇒ノートテイカー（要約筆記者）への事前の資料提供
 - ・話したことを文字化（特にオンデマンド型）
 - ⇒字幕挿入、音声文字変換アプリの使用
 - ⇒講義の説明原稿の提供
- 視覚障害 / 発達障害の場合
 - ・PC読み上げ機能などが使用可能なテキストデータで資料提供
 - ・「ここをみてください」など指示詞のみでの説明をしない
 - ⇒具体的にどこを説明しているか分かるような情報をつける

※取組事例は今後も追加・更新を予定しております。

※国立情報学研究所主催「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」（<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>）における事例等を基に作成（令和2年5月20日時点）